



# 議会だより

平成24年2月1日発行

発行 青森県上北郡横浜町議会

〒039-4145

青森県上北郡横浜町字寺下35

電話 (0175) 78-2111

FAX (0175) 78-2118

編集 議会広報編集委員会



今年一年の無事息災と防火・防災への新たな決意を誓う

平24.1.7 横浜町定期消防出初式

- 第4回定例町議会 ..... P 2 ~  
審議した主な議案 教育委員に沖津勝夫さん再任  
一般質問に2人登壇 沖津正博議員 秋田 力議員 ..... P 4 ~  
• 「ポイ捨て」をなくし「心」もきれいな菜の花の町を…。  
• 3. 11大震災と原子力事故後の検証結果を…。

- 委員会活動報告 ..... P 8 ~

- 第4回・第5回臨時町議会 ..... P 10

# 平成23年 第4回定例町議会

平成23年第4回定例町議会は、12月6日(火)から8日(木)までの3日間の日程で開催し、議案12件、人事同意1件、を慎重審議し、原案のとおり可決、同意しました。

一般質問には、沖津正博議員、秋田 力議員、の2人が登壇し、町当局の考え方をただしました。

## 審議した主な議案

◎横浜町教育委員会委員の任命につき同意を求める <b>原案同意</b>	沖津勝夫氏が教育委員に再任	◎ふるさと寄附基金条例 <b>原案可決</b>	◎青森県市町村総合事務組合規約の一部を改正する条例 <b>原案可決</b>	◎新たに生じた土地の確認 <b>原案可決</b>
	平成二十年度から始まった「ふるさと納税制度」の寄附金を財源として、産業の振興に関する事業やコミュニティ活動の推進に関する事業などに反映することを目的として基金を設置し管理運営するもの。	平成二十三年十二月二十日から始まつた「ふるさと納税制度」の寄附金を財源として、産業の振興に関する事業やコミュニティ活動の推進に関する事業などに反映することを目的として基金を設置し管理運営するもの。	管内小中学校の教職員の業務に専念する義務の免除の承認について一部権限移譲を行ったため条例改正。 事務の簡略化を図ります。	合算により諸経費一九七万五〇五〇円の減額となる。
◎ひとづくり基金条例 <b>原案可決</b>	◎町営住宅の条例の一部を改正する条例 <b>原案可決</b>	◎工事請負契約の一部変更 <b>原案可決</b>	◎横浜町字家ノ前川目の区域内に新たに土地が生じたことに伴い、字区画内の変更をするもの。地方自治法第二六〇条第一項の規定により議会の議決を経てこれを定め、青森県知事に届けなければならない。	約の一部を変更する契約をしたいので、横浜町議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定によるもの。
	現在建設中の町営住宅、館ノ後地区の五戸が平成二十四年一月二十日完成予定その名称と位置を追加するための条例を改正。	町で要請の滞納整理が一層強固になります。	(横浜町字家ノ前川目三六三の地先公有水面埋め立て地)	債町地港第一二七五号との合算により諸経費一九七万五〇五〇円の減額となる。
◎ひとづくり政策に反映することを目的として基金を設置し管理運用するもの。 町へ寄附された資産から得られる収入や、一般寄附を財源としてひとづくり政策に反映することを目的として基金を設置し管理運用するもの。	旭町団地 字館ノ後七番地十二号となります。	◎新たに生じた土地の字名 <b>原案可決</b>	横浜町字家ノ前川目の区域内に新たに土地が生じたことに伴い、字区画内の変更をするもの。地方自治法第二六〇条第一項の規定により議会の議決を経てこれを定め、青森県知事に届けなければならない。	約の一部を変更する契約をしたいので、横浜町議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定によるもの。
	平成二十三年十一月十四日付けで本契約を締結した源氏ヶ浦地域水産物供給基盤整備工事について、工事請負契			

\* 教育や福祉に関する事業等

源としてひとづくり政策に反映することを目的として基金を設置し管理運用するもの。町へ寄附された資産から得られる収入や、一般寄附を財源としてひとづくり政策に反映することを目的として基金を設置し管理運用するもの。

旭町団地  
字館ノ後七番地十二号となります。

◎工事請負契約の一部変更  
**原案可決**

横浜町字家ノ前川目の区域内に新たに土地が生じたことに伴い、字区画内の変更をするもの。地方自治法第二六〇条第一項の規定により議会の議決を経てこれを定め、青森県知事に届けなければならない。

◎平成二十三年度横浜町一般  
会計補正予算

**原案可決**

既定の総額に歳入・歳出それぞれ一億四四二一万七千円追加する。

主な歳入として

**総務費県補助金**

- 電源立地地域対策交付金の町立小中学校維持運営基金造成事業を九四七二万一千円を増額

**青森県環境保全・二酸化炭素排出抑制対策補助金として新たに一五〇〇万円計上**

**・減債基金費で減債基金積立金の調整で一三九四万一千円を増額**

**・電源立地促進対策費で町立小中学校維持運営基金積立金として九四七二万一千円を増額**

**・減債基金費で減債基金積立金の調整で一三九四万一千円を増額**

**・電源立地促進対策費で町立小中学校維持運営基金積立金として九四七二万一千円を増額**

**・障害者福祉総務費で障害者国庫・県負担金償還金として八三四万四千円計上**

**・農林水産業債で百目木漁港流砂対策事業として新たに一二六〇万円計上**

主な歳出として

**総務費**

- 財産管理費でひとつくり基金条例に関連して、ひとつづくり基金積立金二三〇万円ふるさと寄附基金積立金五〇万円計上

**農林水産費**

- 百目木漁港地域水産物供給基盤整備事業で委託料及び工事費で七四〇万円減額
- 土木費住宅建築費で委託料及び工事請負費で四八〇万円減額

**民生費**

- 障害者福祉総務費で障害者国庫・県負担金償還金として八三四万四千円計上



- 交通安全対策費で環境保全二酸化炭素排出抑制対策事業として町内の街路灯一五〇基から一七〇基分のLED照明灯への取替工事費を新規に予算計上

消防費

東日本大震災による消防団の公務災害負担金の増として県市町村総合事務組合負担金を三四二万円増額

◎平成二十三年度国民健康保険特別会計補正予算

**原案可決**

既定八億八三六万五千円に歳入、歳出それぞれ一〇二万三千円追加し予算総額八億九三八万八千円となる。

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五

◎平成二十三年度横浜町介護保険特別会計補正予算

**原案可決**

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五六万三千円追加

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第三条の予算の収益的収入で水道事業収益一千円を減額し、支出で水道事業費用五万八千円減額するもの

第四条予算の資本的収入は既定の予算総額に変更なし

支出で投資一万九千円を減額

歳入で介護給付費準備基金繰入金を増額

歳出で介護サービス等諸費を増額

介護サービス事業勘定では既定の予算総額に変更はない

◎平成二十三年度国民健康保険特別会計補正予算

**原案可決**

既定八億八三六万五千円に歳入、歳出それぞれ一〇二万三千円追加し予算総額八億九三八万八千円となる。

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五

◎平成二十三年度横浜町介護保険特別会計補正予算

**原案可決**

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五六万三千円追加

**総務費県補助金**

- 電源立地地域対策交付金の町立小中学校維持運営基金造成事業を九四七二万一千円を増額

**青森県環境保全・二酸化炭素排出抑制対策補助金として新たに一五〇〇万円計上**

**・減債基金費で減債基金積立金の調整で一三九四万一千円を増額**

**・電源立地促進対策費で町立小中学校維持運営基金積立金として九四七二万一千円を増額**

**・減債基金費で減債基金積立金の調整で一三九四万一千円を増額**

**・電源立地促進対策費で町立小中学校維持運営基金積立金として九四七二万一千円を増額**

**・障害者福祉総務費で障害者国庫・県負担金償還金として八三四万四千円計上**

主な歳出として

**総務費**

- 財産管理費でひとつくり基金条例に関連して、ひとつづくり基金積立金二三〇万円ふるさと寄附基金積立金五〇万円計上

**農林水産費**

- 百目木漁港地域水産物供給基盤整備事業で委託料及び工事費で七四〇万円減額
- 土木費住宅建築費で委託料及び工事請負費で四八〇万円減額

**民生費**

- 障害者福祉総務費で障害者国庫・県負担金償還金として八三四万四千円計上

**農林水産費**

- 百目木漁港地域水産物供給基盤整備事業で委託料及び工事費で七四〇万円減額
- 土木費住宅建築費で委託料及び工事請負費で四八〇万円減額

▶百目木漁港



事業最終年度・念願の漁港完成・漁業振興が期待される

**<補正予算>**

◇一般会計

1億4421万7千円を追加し  
36億6千60万円から  
→ 38億481万7千円へ

◇国民健康保険特別会計

102万3千円を追加し  
8億836万5千円から  
→ 8億938万8千円へ

◇介護保険特別会計

2516万2千円を追加し  
6億1346万9千円から  
→ 6億3881万2千円へ  
介護サービス事業勘定  
5011千円

◎平成二十三年度横浜町介護保険特別会計補正予算

**原案可決**

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五六万三千円追加

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第三条の予算の収益的収入で水道事業収益一千円を減額し、支出で水道事業費用五万八千円減額するもの

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第四条予算の資本的収入は既定の予算総額に変更なし

支出で投資一万九千円を減額

既定八億八三六万五千円に歳入、歳出それぞれ一〇二万三千円追加し予算総額八億九三八万八千円となる。

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五

◎平成二十三年度横浜町介護保険特別会計補正予算

**原案可決**

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五六万三千円追加

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第三条の予算の収益的収入で水道事業収益一千円を減額し、支出で水道事業費用五万八千円減額するもの

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第四条予算の資本的収入は既定の予算総額に変更なし

支出で投資一万九千円を減額

既定八億八三六万五千円に歳入、歳出それぞれ一〇二万三千円追加し予算総額八億九三八万八千円となる。

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五

◎平成二十三年度横浜町介護保険特別会計補正予算

**原案可決**

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五六万三千円追加

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第三条の予算の収益的収入で水道事業収益一千円を減額し、支出で水道事業費用五万八千円減額するもの

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第四条予算の資本的収入は既定の予算総額に変更なし

支出で投資一万九千円を減額

既定八億八三六万五千円に歳入、歳出それぞれ一〇二万三千円追加し予算総額八億九三八万八千円となる。

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五

◎平成二十三年度横浜町介護保険特別会計補正予算

**原案可決**

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五六万三千円追加

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第三条の予算の収益的収入で水道事業収益一千円を減額し、支出で水道事業費用五万八千円減額するもの

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第四条予算の資本的収入は既定の予算総額に変更なし

支出で投資一万九千円を減額

既定八億八三六万五千円に歳入、歳出それぞれ一〇二万三千円追加し予算総額八億九三八万八千円となる。

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五

◎平成二十三年度横浜町介護保険特別会計補正予算

**原案可決**

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五六万三千円追加

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第三条の予算の収益的収入で水道事業収益一千円を減額し、支出で水道事業費用五万八千円減額するもの

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第四条予算の資本的収入は既定の予算総額に変更なし

支出で投資一万九千円を減額

既定八億八三六万五千円に歳入、歳出それぞれ一〇二万三千円追加し予算総額八億九三八万八千円となる。

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五

◎平成二十三年度横浜町介護保険特別会計補正予算

**原案可決**

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五六万三千円追加

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第三条の予算の収益的収入で水道事業収益一千円を減額し、支出で水道事業費用五万八千円減額するもの

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第四条予算の資本的収入は既定の予算総額に変更なし

支出で投資一万九千円を減額

既定八億八三六万五千円に歳入、歳出それぞれ一〇二万三千円追加し予算総額八億九三八万八千円となる。

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五

◎平成二十三年度横浜町介護保険特別会計補正予算

**原案可決**

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五六万三千円追加

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第三条の予算の収益的収入で水道事業収益一千円を減額し、支出で水道事業費用五万八千円減額するもの

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第四条予算の資本的収入は既定の予算総額に変更なし

支出で投資一万九千円を減額

既定八億八三六万五千円に歳入、歳出それぞれ一〇二万三千円追加し予算総額八億九三八万八千円となる。

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五

◎平成二十三年度横浜町介護保険特別会計補正予算

**原案可決**

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五六万三千円追加

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第三条の予算の収益的収入で水道事業収益一千円を減額し、支出で水道事業費用五万八千円減額するもの

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第四条予算の資本的収入は既定の予算総額に変更なし

支出で投資一万九千円を減額

既定八億八三六万五千円に歳入、歳出それぞれ一〇二万三千円追加し予算総額八億九三八万八千円となる。

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五

◎平成二十三年度横浜町介護保険特別会計補正予算

**原案可決**

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五六万三千円追加

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第三条の予算の収益的収入で水道事業収益一千円を減額し、支出で水道事業費用五万八千円減額するもの

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第四条予算の資本的収入は既定の予算総額に変更なし

支出で投資一万九千円を減額

既定八億八三六万五千円に歳入、歳出それぞれ一〇二万三千円追加し予算総額八億九三八万八千円となる。

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五

◎平成二十三年度横浜町介護保険特別会計補正予算

**原案可決**

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五六万三千円追加

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第三条の予算の収益的収入で水道事業収益一千円を減額し、支出で水道事業費用五万八千円減額するもの

◎平成二十三年度水道事業会計補正予算

**原案可決**

第四条予算の資本的収入は既定の予算総額に変更なし

支出で投資一万九千円を減額

既定八億八三六万五千円に歳入、歳出それぞれ一〇二万三千円追加し予算総額八億九三八万八千円となる。

既定の保険事業勘定予算総額に歳入、歳出それぞれ二五

◎平成二十三年度横浜町介護保険特別会計補正予算

**原案可決**

# 一般質問

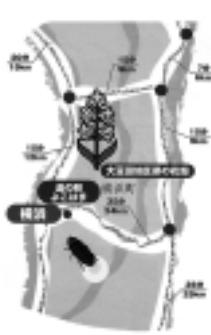


沖津 正博 議員

## 質問一

「ポイ捨て」をなくし  
「心」もきれいな  
菜の花の町を

「黄色の菜の花、緑の大地、  
青い海。輝くような天然色の  
コントラストは目にも心にも  
やさしく映る。それは刻々と  
変化する一枚の絵画」、「漆黒  
の夜を浮かぶゲンジボタルの  
幽玄美」、「半島屈指の人気を  
誇る海水浴場」、「品質日本一  
のなまこ」など下北観光協議  
会（ぐるりん下北）での町紹  
介です。町を売る力は豊か  
な自然と環境にあると感じて  
います。きれいな町、ふるさ  
とづくりに町はクリーンアッ  
プ作戦や、ボランティアNP  
O法人等各町民の奉仕により  
美化活動が進みきれいな町づ



快適な生活確保を図るため県  
全域の「ポイ捨て禁止」や消  
費者啓発と飲料物販売者の回  
収容器設置等を謳っています。  
特に重点地区として市町  
村が知事に申し出ることもで  
きる内容にもなっており、恐  
山釜臥山、薬研温泉・溪流、  
川内ダム、湯ノ川、脇野沢海  
岸、夏泊半島などがその区域  
になっています。

町も重点区域指定をすすめ  
不法投棄、ポイ捨てをしな  
い、させない、喫煙マナーの  
モラル向上、指導体制を強め  
るなど持続可能な町づくりへ  
一層努めるべきだと思います

た農道町道の草刈りや公園整  
備と海岸清掃は雇用対策にと  
どまらず美しい町の美観と通  
行の安全確保や快適な生活空  
間を保持し町民に喜ばれてき  
ました。しかし今年度で終了  
するため事業の継続を切望し  
ているところですが継続事業  
が出来なかつた場合、町での  
雇用対策として検討を求める  
ものです。

国道の舗装の草刈りは年一  
回（六月）より行われておら  
ず、横浜バイパスの歩道や民  
家のない区間には雑草が繁茂  
し舗装を破り歩行困難にして  
いるところさえあります。又  
草刈り作業は他町村の土建業

くりが図られました。  
しかし、まだまだ一部の方々による不法投棄や空き缶、タバコ等のポイ捨てが後を絶ちません。

「ポイ捨て」不法投棄問題  
は思いやりとモラル、住みよい町の指標とも言えます。県は平成十年より空き缶等散乱防止条例を定め、環境美化と

が、環境・美化問題への対応を伺います。

## 答弁（町長）

「きれいな町づくりに  
町で重点地区を  
定める予定はないが  
取り組む

「菜の花フェスティバル」

前には町内会や各団体等にお  
いて国道や農免道路等の空き  
缶拾いを実施、又「クリーン  
アップ作戦」、平成二十一（一  
〇）法人が主体でむつ湾沿岸の  
漂着物の清掃を行うなど町の  
美化に取り組んできました。

また県では「不法投棄監視  
員」一名、「ポイ捨てサポー  
ター」二名を委嘱し毎月町内  
の巡回監視を行っています  
が、空き缶拾いなどの行為は  
なくなっていないのが現状で  
す。青森県空き缶等散乱防止  
条例における散乱防止重点地  
区については罰則規定を設け  
て、自然公園法等に規定する  
公園等の区域が指定されています。  
当町においては重点地区を定める  
予定はありません

が、今後も不法投棄やポイ捨て  
がなくなるよう、いろいろな機会を通じ「きれいな町づくり」のため啓蒙活動をしながら取り組んでいきたいと考えています。

## 質問二

農道・公道の草刈り、  
海岸清掃など  
雇用対策の継続を

国の雇用対策で行われてい  
た農道町道の草刈りや公園整  
備と海岸清掃は雇用対策にと  
どまらず美しい町の美観と通  
行の安全確保や快適な生活空  
間を保持し町民に喜ばれてき  
ました。しかし今年度で終了

## 答弁（町長）

三ヶ年の事業は終わるが、  
様々な効果を考え  
事業実施の検討したい。

ていているところですが継続事業  
が出来なかつた場合、町での  
雇用対策として検討を求める  
ものです。

平成二十一年度から二十三  
年度までの三ヶ年、緊急雇用  
創出事業及びふるさと雇用再  
生特別事業の採択を受け町  
道・農道の草刈り、公園の維  
持管理、河川、海岸清掃を実  
施し雇用の確保、道路利用者  
の安全の向上、町の美化等多  
くに貢献したものと考えてお  
ります。町では県等に事業期  
間延長の要望しましたが、こ  
れまで町が行ってきたような

者が行っています。

このような中で大豆田土地  
改良区や町内会が県事業の  
「がんばる団体」として草刈  
り・清掃を請け負うことや、  
町発注事業の東北町森林組合  
分の地元発注化を進めること  
など地元雇用へ結びつけられ  
ないものかと考えます。なる  
べく地元で行うことにより、  
町づくりへの参加と協同化に  
繋がる期待も出てきます。積  
極的な雇用対策を望みます。

者が行っています。

このようないで大豆田土地  
改良区や町内会が県事業の  
「がんばる団体」として草刈  
り・清掃を請け負うことや、  
町発注事業の東北町森林組合  
分の地元発注化を進めること  
など地元雇用へ結びつけられ  
ないものかと考えます。なる  
べく地元で行うことにより、  
町づくりへの参加と協同化に  
繋がる期待も出てきます。積  
極的な雇用対策を望みます。



度・年金制度・郵便事業・環境関係等、あらゆる分野に影響をもたらすためメリット、デメリットは様々報じられておりますが、国における全体の影響額は公表されておりま  
せん。

以上のこと等からTPPには反対であり、食料の供給基地である青森県の農林水産業、横浜町の基幹産業を守るために産業団体と連携をとりながら関係機関へ訴えて参りました。

一般質問

A black and white portrait photograph of a middle-aged man with dark hair, wearing a dark suit jacket, a white shirt, and a patterned tie. He is looking directly at the camera with a neutral expression.

秋田 力 議員

### 3.11 大震災と 原子力事故後の 検証結果を報告頂きたい

## 質問一

### 3. 11の東日本大震災において東京電力の福島第一原発

の機能喪失が起きたということです。そして八月二十四日になつて実は三月七日に東京電力が遡上高さ十五・七メートルの津波発生を予測していたということが受け取つていたというならば「想定外の津波」のせいに出来るはずがなかつた訳で今回の原発事故に関しては東京電力も原子力安全・保安院も

能が起これり得るのです。会社では安全対策を作りましたが、その対策で安全が守られるとしたのは原子力安全・保安院ですが多くの学者は異論である。そこで①原子力施設の安全規制を行うべき組織がプロサーマルのための賛意表明を取りまとめを依頼したり、巨民に嘘をつく組織が行つたものを持たちは信じて良いのか。

②今後原子力安全・保安院が解体され来年四月までに原子力安全庁が作られるのでそ

原子力施設の安全性を全面的に保障できるような安全対策を講じ、安全対策を第一主義とし国の責任の下で着実に推進していくことを強く要望するものであり、事業者の講じた安全対策を検証し、エネルギー政策に取り組んで頂きたいと考えております。原子力安全・保安院は国において経済産業省から分離し、原子力安全委員会との統合による新たな原子力安全規制組織の設置を検討しており、原子力安全行政に対する信頼回復と機全行政に対する信頼回復と機

日本原燃再処理施設は原子炉と違い、エネルギーが大量に発生する工程がなく、常温・常圧の環境下で科学処理が行われる施設であり、再処理のために貯蔵している使用済み燃料は使用後の年数があり経過資源視力発電所で保管されている燃料に比べ、発熱量がかなり低い状態にあるなどのことから安全対策を妥当と判断しています。

一号機から四号機までが水素爆発を起こし今だに収束に向けた作業に取り組んでいるところです。これまで福島第二原発は地震の揺れに絶え制御棒が入り原子炉はすべて自動的に停止した。しかし想定外の十四~十五トウの津波で外部電源が喪失して冷却機能を失った。それが想定外の津波だったのでそこまで国も考へていなかつた。ということでお事故の原因が想定外の津波ということにされる傾向にあり

国民に嘘をついてきたといふ  
事実が分かりました。

また原子力安全・保安院は  
ブルサーマル原発促進のため  
にやらせによる賛意表明を各  
電力会社に依頼する等大変問  
題ある組織であることが新聞  
等報道関係で明らかになりま  
した。

これまで各社が作つた安全対策が妥当かどうかの判断を待つべきではないのか。安全規制する原子力安全・保安院が信頼ならない組織だというので、解体して原子力安全庁を作ることのが國の方針であり、今青森県に検証委員会があるが本県の各核燃関連会社の検証結果を報告願いたい。

**答弁（町長）**

能の向上を早急に図つて行きたいと考えております。  
青森県原子力安全対策検証委員会の検証結果は、東北電力東通原子力発電所に係る緊急安全対策等については、炉心損傷や使用済燃料の損傷発生防止をするための必要な設備や機器及びそれを運用するためには必要な手順書の整備や訓練の実施などの対策や、事故の発生防止、影響の緩和、機能の回復といった側面から必要な対策が短期、中長期共に講じられるなど安全対策が効果的に機能していくものとなつております。

日本原燃再処理施設は原子炉と違い、エネルギーが大量に発生する工程がなく、常温・常圧の環境下で科学処理が行われる施設であり、再処理のために貯蔵している使用済み燃料は使用後の年数がかなり経過資源視力発電所で保管されている燃料に比べ、発熱量がかなり低い状態にあるなどのことから安全対策を妥当と判断しています。

今後は各事業者への追加対策に関する検証委員会の意見と県議会での議論や市町村長

からの意見聴取が予定されております。

町では議会の原子力対策特別委員会と共に、国の原子力政策を注視しながら事業者の意見聴取や話し合いの中で安全対策について強く要望していきたいと考えております。

## 質問二

### 横浜町森林組合はどうなっているのか

現状とこれから

緑の山づくり、自然の豊かさと治山治水の役割とその責務。合併のアドバルーンを高々と揚げてから何年になりますか。

森林組合の組合員から聞いても知らない、分からない、どうなっているのか、の答しかない。合併等についてその内容について正しい情報がない。出資者の組合員、町も町民の税金を二一〇万円程出資している大口出資者であると思われる。

森林組合の運営の責任は役員は勿論であるが、仮に正常でない運営であるならば法令、

規則等に抵触していないのか。町は現状の運営についてどのように認識をしているのか明らかにするべきだと思います。県と同様に行政指導をする立場として、大口出資者として、町税の正しい執行のこどあるのではないでしょうか。

## 答弁（町長）

### 監督官庁の県の動向を注視しながら内容報告したい

東北町森林組合との合併は平成十九年四月十九日の合併協議会において両組合の合併が白紙とする決定がなされ、

平成十九年三月三十一日付けで森林組合職員が退職し事務所は閉鎖のままに至っております。

今年五月横浜町森林組合、

青森県森林組合連合会、上北

改善課、町担当課との打ち合

わせを行い今後の理事会の決定内容で方向性を考えること

としその後事務所で各種書類等の確認、十月六日に第二回目の理事会を開催しその結果

は①今年度を目標に他森林組合へ合併申し込みする。

②七月七日事務所で行つた最終名簿を基本に理事・監事

二名で名簿を再確認する。

③組合方針を十二月中に組合員へ文書で通知する

等を決定しその内容について

は、指導機関である上北県民局へ随時報告しているとのこ

とであります。

これまで正常な組合運営がなされなかつたため、関係機関の指導を受けてきた訳です

が、今回理事会において経過的な方向性が示されたことか

ら、今後の組合員への周知や森林組合に対する監督官庁で

ある青森県の動向を注視しながら、結果が分かり次第町民の皆様にもその内容について報告できるものと考えており

ます。

## 答弁（町長）

### 町民の方々に心配と迷惑判決・確定しました

住民訴訟に先立ち、平成二十年に「平成十二年度から平成十五年度までの介護保険事業に従事した町社会福祉協議会職員に対して町からの社会

福祉協議会補助金を人件費として支出するのは不適正として、介護保険事業に従事した

時間で按分して補助金返還を請求が出されました。

は社会福祉法人が行う事業の補助金に関する条例及び施行規則に基づき、適正な手続きで支出されており、本件措置請求は理由がないと判断し、棄却する。」というものであ

りました。

この監査結果を不服として、平成二十一年一月二十六日に青森地方裁判所に住民訴訟がなされ、二年後の平成二十一一年三月二十五日に却下するという判決が出されました。

この結果を受け、平成二十三年四月に仙台高等裁判所に控訴、同年九月に「控訴の棄却」の判決、十月十四日確定しております。

複雑化、多様化する地域福祉ニーズに対し、社会福祉協議会と連携を密にしながら福祉行政の充実化を図つて行きたいと考えております。

今回の住民訴訟では町民の皆様には大変な心配・ご迷惑をおかけしました。

## 質問三

### 町社会福祉協議会補助金の住民訴訟問題は

町社会福祉協議会に対してもの住民訴訟問題を新聞報道で

同年十二月二十五日には町の監査結果として「補助金」



# 委員会の活動

## 【総務教育】

### 常任委員会

十一月七日開催

### ☆教 育 課☆

### ☆公民館・図書館・ふれあいセンター☆

○十二月入札になる。年度内に全部取り揃えたいと要望を聞いている。



### ○担当課より報告――

○「横浜小学校改築等検討委員会」設置要項に基づき二回実施している。年内第三回目十二月十二日予定

### ○意見――

○検討委員会の中での意見集約後の方向性を示していくければ良いのではないか。

### ☆税務町民課☆

### ○担当課より報告――

○滞納整理組合、滞納整理課の徴収体制変更の報告

○青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の増加及び青森県市町村総合事務組合規約変更によるもの)

○質問――  
ふれあいセンター費で光熱費を管理しているが、社員会議とは業務内容違うので分離するべきでないか。

○風呂（よこはま温泉）の管

理をして頂く為に社会福祉協議会が入った。現在の施設でハード面から分離するのはなかなか困難。町と社会福祉協議会との賃貸契約も確認したい。

## ☆総務課☆

### ○担当課より報告――

ふるさと納税のPR、ひとり暮らし、ふるさと寄附金条例の趣旨

○担当課より報告――

社会福祉協議会の住民訴訟裁判費用等は

○平成二十一年一月二十六日青森地裁へ住民訴訟（平成二十三年三月二十五日付け第一審結審）

○平成二十三年四月七日付け仙台高裁へ控訴（平成二十三年九月二十八日判決）

○「日本一の菜の花の都保護基金条例」、併せて（日本

一の菜の花の都保護対策協議会設置要項）を廃止する条例の協議（三月議会に上程の予定）

## ☆産業建設課☆

### ○担当課より報告――

ふるさと納税のPR、ひとり暮らし、ふるさと寄附金条例の趣旨

○担当課より報告――

社会福祉協議会の住民訴訟裁判費用等は

○平成二十一年一月二十六日青森地裁へ住民訴訟（平成二十三年三月二十五日付け第一審結審）

○平成二十三年四月七日付け仙台高裁へ控訴（平成二十三年九月二十八日判決）

○「日本一の菜の花の都保護基金条例」、併せて（日本

一の菜の花の都保護対策協議会設置要項）を廃止する条例の協議（三月議会に上程の予定）

る。この事業の継続は。○二十三年度で終了予定ですが予算査定の中で十分協議したい。

○町営住宅入居者で特定の人

の苦情があるようだ。迷惑行為に對して町営住宅入居条例等にふれていいのか。

○源氏ヶ浦漁港の西防波堤沖合係船環設置と東側荷揚げ場付近側溝の蓋の取替お願

いしたい。

○ナタネ島以南地区でナマコ投石事業等を要望したい。

○アマ藻種の植え付け等横浜

小学校で取組んだ経緯があ

る。県補助事業等利用して

取組みできないものか。

○ナタネ島以南地区でナマコ投石事業等を要望したい。

○アマ藻種の植え付け等横浜

小学校で取組んだ経緯があ

る。県補助事業等利用して

取組みできないものか。

○ナタネ島以南地区でナマコ投石事業等を要望したい。

○アマ藻種の植え付け等横浜

小学校で取組んだ経緯があ

る。県補助事業等利用して

取組みできないものか。

○ナタネ島以南地区でナマコ投石事業等を要望したい。

○アマ藻種の植え付け等横浜

小学校で取組んだ経緯があ

る。県補助事業等利用して

間中菜の花ロード沿道に仮設トイレの設置はできないか。

◎（よこはまロマン創社）菜の花プラザに対しても町は行政指導、併せて連携を密にして行くべきではないか。

## ☆健康福祉課☆

○担当課より報告

○よこはま温泉の工事進捗状況は、3・11大震災に関する復旧、復興工事により資材や鉄筋工員などの確保が難しく一月末までの変更契約を締結してある。濾過装置設置工事と併せての工期となっている。



○一回目は、六月二十八日六ヶ所村（日本原燃）東通村（東北電力）の視察を実施し施設の全体像や今後の対応について説明を受けた。第二回目の特別委員会として開催

## ○回答

再生エネルギーに対する取り組みについて教えて欲しい。再生エネルギーの取り組みを強めていくのか、県内でそのような考えはあるのか。

## ○質問・意見

再生エネルギーに対する取り組みについて教えて欲しい。再生エネルギーの取り組みを強めていくのか、県内でそのような考えはあるのか。

## ○回答

地熱は蒸気の関係で配管、タービン等鋸び、交換が頻繁となりコストがかかる。コストだけでなく安全保障やセ

## ○回答

議論され国の方針が決まると思う。

## ○回答

中間指針に記載がないからと言つて賠償しない訳ではない。因果関係が認められれば賠償する。

## ○質問・意見

中間指針に記載がないからと言つて賠償しない訳ではない。因果関係が認められれば賠償する。

## ○意見

地域には雇用も重要。電力会社には再生エネルギーで地域経済、雇用で頑張って欲しい。原発オンリーでなくそこから脱脚して欲しい。

# 【原子力対策特別委員会】

委員長 秋田 力  
十一月十四日開催  
(東通原子力建設所との意見交換会)

## ○回答

過酷事故の手順書はあったが十分にこなれた手順書でなかつたことに反省している。今回のようにプラントが放射能汚染されたものではない。污染された炉に対してトータルでマネージメンとしていくのかの技術はないが一つひとつ要素技術は研究してきた。これからも技術開発を同時にやつていく必要がある。

画の原子力発電所は一基百三十八万キロワット、十基で百分の一程度の規模。風力は年間二十%程度の稼働率があれば良いといわれている。今后も国の方針を踏まえ取り組んで行く。

## ○質問・意見

東北電力東通発電所は活断層の上にあるといわれているが。避難道路に関しては下北の自治体の長さんが検討されていることと思う。

○第五期介護保険事業計画の策定は、介護保険料の基準額設定にあたり過去三ヶ年の実績、今後の伸び率等勘案し算定し、二十四年三月議会に提案予定。

○質問

サウナ取り付け評判良い。サウナ室テレビの設置は

○サウナ室男女共テレビ設置予定です。

## ○質疑・意見

国と事業者は過酷事故は起きないと言っていた。過酷事故の備えに東電の考え方方に事故前後で変化あつたか確認したい。

## ○回答

第一原子力発電所の事故や賠償金を含めた挨拶の後概要説明がありました。

## ○回答

電力会社はベストミックスを謳ってきた。原子力、火力、水力、等電力の多様性を進めてきた。再生エネルギーは少ないが進めてきた。当社の裏側の山には、ユーラスエナジーという風力会社がある。当社と豊田通商との合弁会社である。現地には十基の風力発電があり総発電量は一万三千キロワット、東通で建設計

## ○回答

また避難道路に関しての考方は。東通村と横浜町の方の賠償はどうなるのか。賠償は被害についてするこ

## 第四回臨時町議会

十一月十四日に開催し議案三件を審議、全会一致にて原案のとおり可決しました。

### ◎工事請負契約の一部変更

**原案可決**

・平成二十三年三月八日付け

で本契約した源氏ヶ浦地域水

産物供給基盤整備工事について、工事契約の一部を変更する契約を締結

### ●変更理由

突堤の残土処理を増工すると共に、泊地の残土処理を計上。

泊地から西海岸への消波ブロックの撤去移設個数の精査、港内静穩度を高める為に移設場所を西防波堤に変更して精査後の消波ブロックを仮置きするもの。

### ◎工事請負契約の締結について

**原案可決**

・平成二十三年十一月一日入

札の結果、落札者が決定したので十一月二日付で仮契約した源氏ヶ浦漁港水産物供給

基盤整備工事について契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により提案するもの

契約金額 五億五四四〇万円  
工事概要 西防波堤（胸壁工・暴風柵）  
西護岸（暴風柵）桟橋撤去

工期 平成二十四年三月二十  
五日

契約の相手方 株式会社工藤組

むつ横浜営業所  
所長 番場宗幸

### ◎平成二十三年度一般会計補正予算

**原案可決**

規定の予算総額に変更はな  
い

三六億六〇六〇万円

・歳出の主な補正内容  
・教育費・ふれあいセンター

費用の工事費として、よこはま  
温泉増築工事に伴う付帯工事  
として四〇〇万円計上（風呂  
濾過装置）

・総務費の減債基金積立金、  
EV急速充電器購入費の減額、東北新幹線開業効果活用  
支援事業負担金の増額

### ◎職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

**原案可決**

職員給与を引き下げました

・平成二十三年十一月一日付

け青森県人事委員会から職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額

を平均〇・二九%引き下げするため改正するもの。

実施時期は平成二十三年十二月一日から実施し十二月期末手当において所要の調整をすることとする。

## 第五回臨時町議会

十一月二十八日に開催し議案一件を審議、全会一致にて原案のとおり可決しました。

### ◎職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

**原案可決**

職員給与を引き下げました

・平成二十三年十一月一日付

け青森県人事委員会から職員の給与等に関する報告及び勧告に基づき、職員の給料月額

を平均〇・二九%引き下げするため改正するもの。

実施時期は平成二十三年十二月一日から実施し十二月期末手当において所要の調整をすることとする。

## 議会を傍聴しませんか

12月議会傍聴者は12名でした。

町の動きを知るよい機会です。

多くの方が町政に関心を持ち、議会を傍聴することが議会活性化の一つです。みなさんの傍聴をお待ちしています。

次の定例会は3月です。

詳しくは議会事務局までお問い合わせください。

TEL 78-2111 内線430・431

みんなさんの声をお聞かせください

町民の皆さんに親しまれる紙面づくりを目指し、ご意見、ご要望（傍聴された方のご意見も合わせて）お待ちしております。

広報編集委員会  
TEL 78-2111 内線430・431